

沼田保健医療圏における病院の開設等に係る事前協議の審査方針（案）

令和 6年 ●月 ●日

利根沼田保健福祉事務所

沼田保健医療圏における病院の開設等に係る事前協議について、「病院の開設等に係る事前協議指導要綱」第6条第1項の規定により基づく審査方針は、下記のとおりとする。

記

1 病院の開設、病床整備関係

沼田保健医療圏では令和6年3月末時点で、既存病床数が保健医療計画で定める基準病床数を上回っており、原則として既存病床数の増加を伴う事前協議の申出については受付を行わないこととする。

既存病床数の増加を伴わない事前協議の申出については、随時受け付けるものとし、「病院の開設等に係る事前協議指導要綱」第6条第2項に基づき審査を行う。

2 特例診療所の適用関係

当保健医療圏において、良質かつ適切な医療を効果的に提供する体制の確保を図るため、次のいずれかに該当する診療所の療養病床又は一般病床に適用する。

なお、特例診療所の適用についての協議の申出は、随時受け付ける。

ア 地域包括ケアシステムの構築のために必要な診療所

次のいずれかの機能を有し、地域における医療需要を踏まえ必要とされる診療所であること。

- ① 在宅療養支援診療所の機能（訪問診療の実施）
- ② 急変時の入院患者の受入機能（年間6件以上）
- ③ 患者からの電話等による問い合わせに対し、常時対応できる機能
- ④ 他の急性期医療を担う病院の一般病棟からの受入を行う機能（入院患者の1割以上）
- ⑤ 当該診療所内において、看取りを行う機能。
- ⑥ 全身麻酔、脊髄麻酔、硬膜外麻酔又は伝達麻酔（手術を実施した場合に限る。）を実施する（分娩において実施する場合を除く）機能（年間30件以上）
- ⑦ 病院からの早期退院患者の在宅・介護施設への受渡機能。

イ ヘき地の医療、小児医療、周産期医療、救急医療に供するもの等、実情に鑑み、その病床が必要と認められる診療所

3 その他協議が必要な事項

既存病床数の増加がない場合でも、次の場合は事前協議の対象とする。

- (1) 複数の病院等が合併するとき。
- (2) 病院等を複数に分割するとき。
- (3) 同一医療法人間の複数の病院間において、病床を移転するとき。

※第9次群馬県保健医療計画の計画期間中において、当保健医療圏における既存病床数が基準病床数を下回ったときは、審査方針を改めるものとする。

以 上

沼田保健医療圏における病院の開設等に係る事前協議の審査方針

平成30年9月20日

利根沼田保健福祉事務所

沼田保健医療圏における病院の開設等に係る事前協議について、「病院の開設等に係る事前協議指導要綱」第6条第1項の規定により基づく審査方針は、下記のとおりとする。

記

1 病院の開設、病床整備関係

沼田保健医療圏では平成30年6月末時点で、既存病床数が保健医療計画で定める基準病床数を上回っており、原則として既存病床数の増加を伴う事前協議の申出については受付を行わないこととする。

既存病床数の増加を伴わない事前協議の申出については、随時受け付けるものとし、「病院の開設等に係る事前協議指導要綱」第6条第2項に基づき審査を行う。

2 特例診療所の適用関係

当保健医療圏において、良質かつ適切な医療を効果的に提供する体制の確保を図るため、次のいずれかに該当する診療所の療養病床又は一般病床に適用する。

なお、特例診療所の適用についての協議の申出は、随時受け付ける。

ア 地域包括ケアシステムの構築のために必要な診療所

次のいずれかの機能を有し、地域における医療需要を踏まえ必要とされる診療所であること。

- ① 在宅療養支援診療所の機能（訪問診療の実施）
- ② 急変時の入院患者の受入機能（年間6件以上）
- ③ 患者からの電話等による問い合わせに対し、常時対応できる機能
- ④ 他の急性期医療を担う病院の一般病棟からの受入を行う機能（入院患者の1割以上）
- ⑤ 当該診療所内において、看取りを行う機能。
- ⑥ 全身麻酔、脊髄麻酔、硬膜外麻酔又は伝達麻酔（手術を実施した場合に限る。）を実施する（分娩において実施する場合を除く）機能（年間30件以上）
- ⑦ 病院からの早期退院患者の在宅・介護施設への受渡機能。

イ ヘき地の医療、小児医療、周産期医療、救急医療に供するもの等、実情に鑑み、その病床が必要と認められる診療所

3 その他協議が必要な事項

既存病床数の増加がない場合でも、次の場合は事前協議の対象とする。

- (1) 複数の病院等が合併するとき。
- (2) 病院等を複数に分割するとき。
- (3) 同一医療法人間の複数の病院間において、病床を移転するとき。

※第3次群馬県保健医療計画の計画期間中において、当保健医療圏における既存病床数が基準病床数を下回ったときは、審査方針を改めるものとする。

以 上

- 都道府県あたり 1 ～ 2 か所設定し、区域対応方針を策定
（医療提供体制上の課題、当該課題解決に向けた方向性及び具体的な取組内容）

- 以下の区域から設定

- ① 合計病床数の必要量との差異が特に生じている区域
- ② 機能別病床数の必要量との差異が特に生じている区域
- ③ 再検証対象医療機関における対応状況として検証中または検証未開始の医療機関がある区域
- ④ その他医療提供体制上の課題があって重点的な支援の必要性があると考えられる区域

2 推進区域設定のメリット（R6.5国説明会、個別調整）

推進区域設定

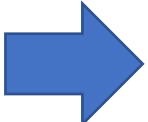
- ・ 2025年に向けて取り組む事項を明確化 → PDCAサイクルを通じた取組を更に推進
- ・ **モデル推進区域（全国の推進区域のうち10～20か所）** は、**国から技術的、財政的支援**あり。

技術的支援

- ・ データ提供・分析
- ・ 議論の場・講演会、住民説明会などへの国職員の出席
- ・ 関係者との議論を行う際の資料作成支援
- ・ 関係者との議論の場の設定
- ・ 都道府県コンシェルジュ（ワンストップ窓口）設置
- ・ 構想区域内の課題把握
- ・ 分析結果を踏まえた取組の検討に関する支援
- ・ 定量的基準の導入に関する支援
- ・ 構想区域や都道府県間の意見交換の設定
- ・ 区域対応方針の作成支援

財政的支援

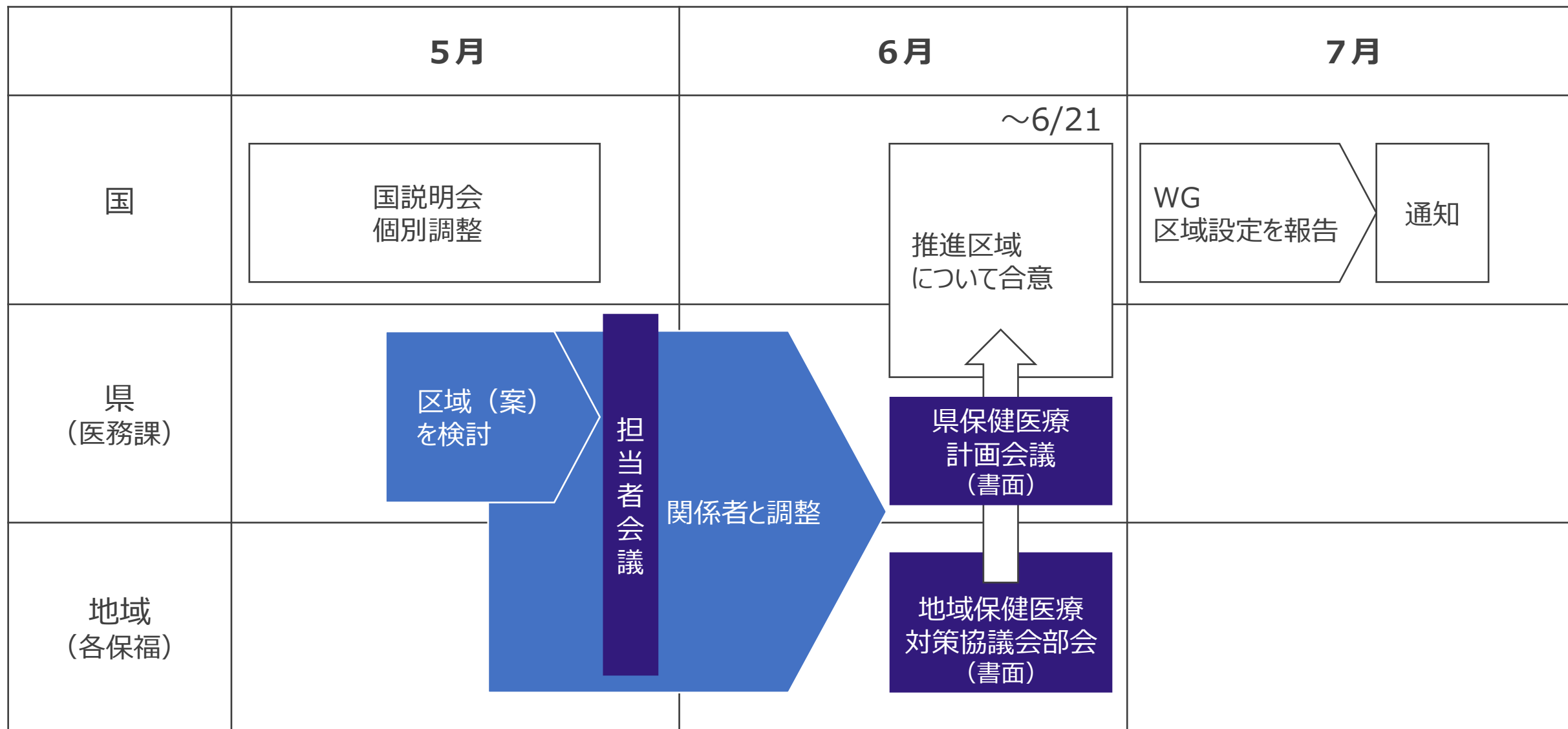
- ・ 都道府県に対して、**地域医療介護総合確保基金の事業区分Ⅱ・Ⅳについて優先配分**
- ・ **個別医療機関の再編統合を実施する場合には上乗せの財政支援**

 「モデル推進区域」に該当した場合はメリットあり

病床数が増加し、病床利用率が低下した区域 → **県内に該当なし**

ただし、医療提供体制上の課題があって重点的な支援の必要性がある区域については、都道府県の要望により検討する。

3 スケジュール



推進区域（仮称）及びモデル推進区域（仮称）について

- 地域医療構想のPDCAサイクルを通じた取組を更に推進するため、令和6年3月28日付で通知を発出し、2025年に向けて各年度に国・都道府県・医療機関が取り組む事項を明確化するとともに、国による積極的な支援を実施。

※ その際、令和4年通知に記載のとおり、各都道府県においては、今回の新型コロナウイルス感染症の感染拡大により病床の機能分化・連携等の重要性が改めて認識されたことを十分に考慮する。また、2024年度より医師の時間外労働の上限規制が適用され、2035年度末に暫定特例水準を解消することとされており、各医療機関において上限規制を遵守しながら、同時に地域の医療提供体制の維持・確保を行うためには、医療機関内の取組に加え、各構想区域における地域医療構想の実現に向けた病床機能の分化・連携の取組など、地域全体での質が高く効率的で持続可能な医療提供体制の確保を図る取組を進めることが重要であることに十分留意する。

なお、地域医療構想の推進の取組は、病床の削減や統廃合ありきではなく、各都道府県が、地域の実情を踏まえ、主体的に取組を進めるものである。

2025年に向けた取組の通知内容（令和6年3月28日）

1. 2025年に向けて国・都道府県・医療機関が取り組む事項の明確化

- 国において推進区域(仮称)・モデル推進区域(仮称)を設定してアウトリーチの伴走支援を実施、都道府県において推進区域の調整会議で協議を行い区域対応方針の策定・推進、医療機関において区域対応方針に基づく医療機関対応方針の検証・見直し等の取組を行い、構想区域での課題解決に向けた取組の推進を図る。

※ 病床機能報告上の病床数と必要量の差異等を踏まえ、医療提供体制上の課題や重点的な支援の必要性があると考えられる推進区域（仮称）を都道府県あたり1～2か所設定。当該推進区域（仮称）のうち全国に10～20か所程度のモデル推進区域（仮称）を設定。なお、設定方法等については、追って通知。

- 引き続き、構想区域ごとの年度目標の設定、地域医療構想の進捗状況の検証、当該進捗状況の検証を踏まえた必要な対応等を行う。

2. 国による積極的な支援

①地域別の病床機能等の見える化

- 都道府県別・構想区域別に、病床機能報告上の病床数と必要量、医療機関の診療実績等が見える化
- これらのデータを有効に活用して、地域医療構想調整会議の分析・議論の活性化につなげる

②都道府県の取組の好事例の周知

- 地域医療構想の実現に向けた都道府県の取組の好事例を周知

③医療機関の機能転換・再編等の好事例の周知

- 医療機関の機能転換・再編等の事例について、構想区域の規模、機能転換・再編等の背景や内容等を整理して周知

④基金等の支援策の周知

- 地域医療介護総合確保基金やデータ分析体制構築支援等の支援策の活用方法について、都道府県・医療機関向けリーフレットを作成

⑤都道府県等の取組のチェックリスト

- 地域医療構想策定ガイドラインや関連通知等で示してきた地域医療構想の進め方について、都道府県等の取組のチェックリストを作成。都道府県等において、これまでの取組状況を振り返り、今後、必要な取組を実施。

⑥モデル推進区域(仮称)におけるアウトリーチの伴走支援

- データ分析等の技術的支援や地域医療介護総合確保基金の優先配分等の財政的支援を活用して、モデル推進区域(仮称)においてアウトリーチの伴走支援を実施

推進区域（仮称）の設定について（案）

推進区域（仮称）の設定の考え方

- 地域医療構想については、各医療機関の対応方針の策定率等の年度目標の設定、進捗状況の検証、当該検証を踏まえた必要な対応等によるPDCAサイクルを通じて推進している。
- こうした中、都道府県に対して、取組状況の調査を行うとともに、病床数の変化等を分析したところ、病床機能報告の合計病床数は2025年の必要量と同程度の水準となり、機能別の病床数は急性期が減少し、回復期が増加するなど、全体として必要量の方向に進捗している。一方で、全ての構想区域において医療提供体制上の課題があること、構想区域別にみると必要量との大きい乖離が残っている区域があること等が明らかになった。
- こうしたことから、これまでのPDCAサイクルの取組を更に推進するため、令和6年3月に厚生労働省医政局長通知を発出し、病床機能報告上の病床数と必要量の差異等を踏まえ、医療提供体制上の課題や重点的な支援の必要性があると考えられる区域について、**厚生労働省において、都道府県にご相談した上で、推進区域（仮称）として都道府県あたり1～2か所設定**し、都道府県においては、地域医療構想調整会議で協議を行い、推進区域（仮称）における医療提供体制上の課題、当該課題解決に向けた方向性及び具体的な取組内容を含む区域対応方針（仮称）を策定することとした。
- 推進区域（仮称）については、これまでの取組状況等を踏まえ、以下の区域から設定することとしたい。
 - ① **データの特性だけでは説明できない合計病床数の必要量との差異が特に生じている区域**
 - ② **データの特性だけでは説明できない機能別病床数の必要量との差異が特に生じている区域**
 - ③ **令和5年9月末調査において再検証対象医療機関における対応状況として検証中または検証未開始の医療機関がある区域**
 - ④ **その他医療提供体制上の課題があつて重点的な支援の必要性があると考えられる区域**

※ 病床機能報告の集計結果と将来の病床数の必要量の計算方法が異なることから、単純に比較するのではなく、詳細な分析や検討を行った上で地域医療構想調整会議で協議を行うことが重要。

※ 地域医療構想の推進の取組は、病床の削減や統廃合ありきではなく、各都道府県が、地域の実情を踏まえ、主体的に取組を進めるものである。

モデル推進区域（仮称）の設定によるアウトリーチの伴走支援について（案）

モデル推進区域（仮称）の設定の考え方

取扱注意

- モデル推進区域（仮称）については、厚生労働省において、推進区域の中から、都道府県にご相談した上で、全国に10～20か所程度設定するものであり、病床機能報告上の病床数と必要量の差異等を踏まえ、医療提供体制上の課題や重点的な支援の必要性があると考えられる区域を設定する。
- 具体的には、必要量より多くなっている機能別病床について、2015年と比べて、病床数が増加かつ病床利用率※が低下している、医療提供体制上の課題の分析や地域医療連携推進法人制度の活用等を行い、将来に向けて地域医療構想を進めようとしているなど、医療提供体制上の課題があつて重点的な支援の必要性があると考えられる構想区域を設定することとしたい。

（※）病床利用率については、病床機能報告の数値を活用し、医療施設調査等と同様の考え方により、「 $\frac{\text{年間在棟患者延数}}{\text{病床数} \times 365} \times 100$ 」として算出。

伴走支援

○技術的支援（例）

（下線は従来の重点支援区域における技術的支援では実施していない支援策）

- ・ 地域の医療事情に関するデータ提供・分析
- ・ 構想区域からの依頼に基づき議論の場・講演会、住民説明会などへの国職員の出席
- ・ 関係者との議論を行う際の資料作成支援
- ・ 関係者の協議の場の設定
- ・ 都道府県コンシェルジュ（ワンストップ窓口）の設置
- ・ 地域医療構想を進めるための構想区域内の課題把握
- ・ 分析結果を踏まえた取組の検討に関する支援
- ・ 定量的基準の導入に関する支援
- ・ 地域の枠組みを超えた構想区域や都道府県間の意見交換会の設定
- ・ 区域対応方針（※）の作成支援

（※）「地域医療構想の進め方について」（令和5年3月31日付け医政地発 0331 第1号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）において示した、構想区域の今後対応すべき具体的な課題を明確化した上で、当該課題を解決するために年度毎に策定する工程表を含む。

○財政的支援

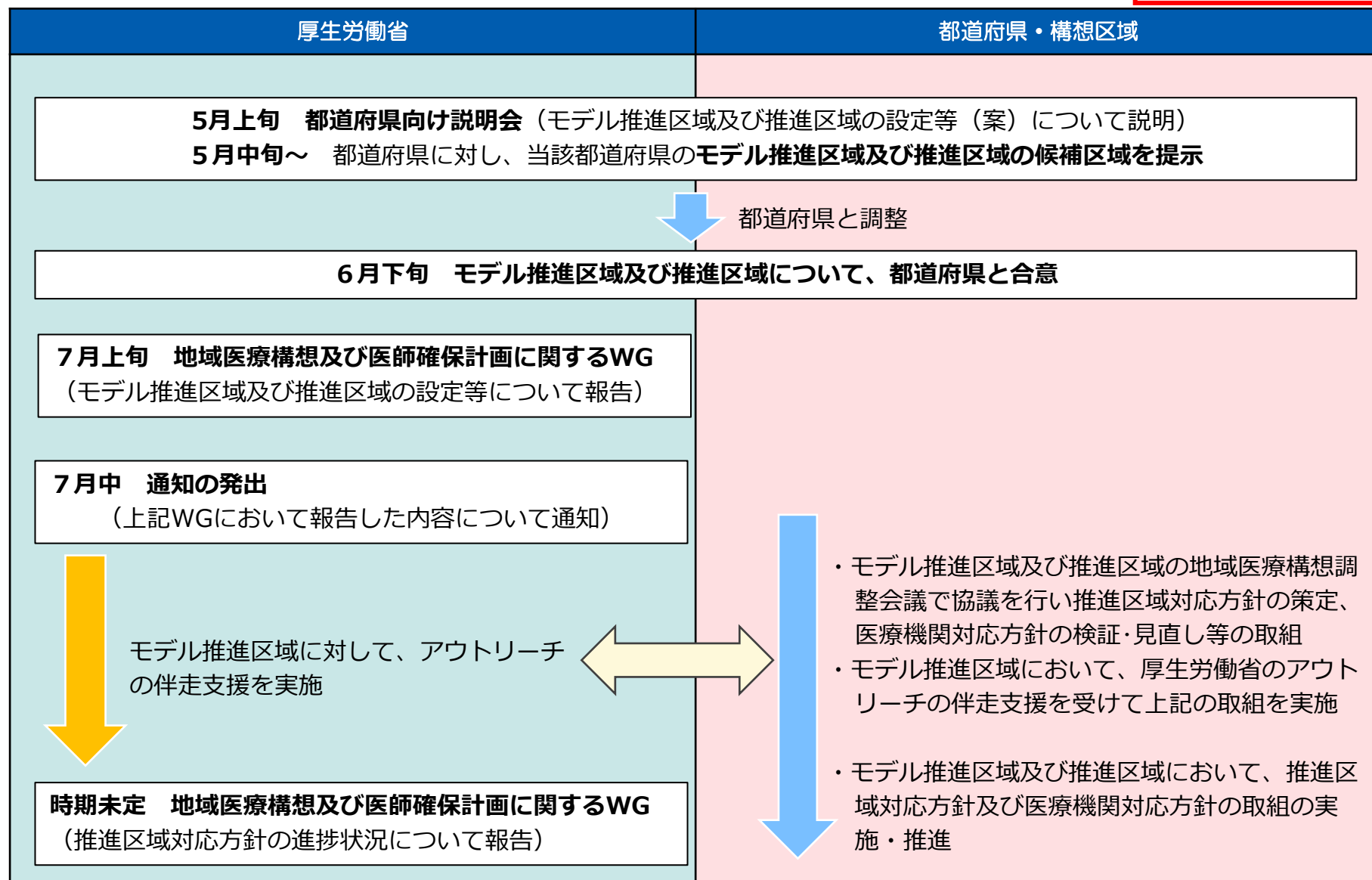
モデル推進区域（仮称）が属する都道府県に対しては、重点支援区域への支援と同様に、地域医療介護総合確保基金について事業区分Ⅱ・Ⅳについて優先配分を行うほか、個別医療機関の再編統合を実施する場合には上乗せの財政支援を行う。

※ 病床機能報告の集計結果と将来の病床数の必要量の計算方法が異なることから、単純に比較するのではなく、詳細な分析や検討を行った上で地域医療構想調整会議で協議を行うことが重要。

※ 地域医療構想の推進の取組は、病床の削減や統廃合ありきではなく、各都道府県が、地域の実情を踏まえ、主体的に取組を進めるものである。

推進区域（仮称）の設定等についてのスケジュールについて（案）

取扱注意



令和6年度沼田保健医療圏における医療機能等の現況

1 地勢、人口

(1) 地勢

当圏域は群馬県の北部に位置し、沼田市、片品村、川場村、昭和村、みなかみ町の1市1町3村からなり、谷川岳や武尊山など周囲を2,000メートル級の山々に囲まれ、多くの溪谷、湖沼・高原、豊かな自然環境に恵まれた山間高冷地帯であり、4つの保健医療圏（前橋、渋川、吾妻、桐生）及び栃木県、新潟県、福島県と隣接している。

(2) 人口

県内10圏域で人口が少ない方から4番目の保健医療圏である。

面積は、10圏域中1番広く、県全体の4分の1を上回る。

当圏域の人口は、年々減少しているが、65歳以上の人口は年々増加しており、高齢化率が高い地域である。

	沼田保健医療圏	県全体	県全体に占める割合
面積	1,765.7 km ²	6,362.3 km ²	27.8%
人口	73,162 人	1,900,808 人	3.8%
人口密度	41.4 人/km ²	298.8 人/km ²	—
0～14 歳人口割合	9.3%	11.2%	—
65 歳以上人口割合	38.4%	31.2%	—

出典：群馬県「群馬県年齢別人口統計調査結果」（令和5年10月1日時点）

※人口については同出典による

2 医療機能の現状

(1) 医療機関数

内人口10万人当たりの医療機関数について、病院は県全体を上回り、一般診療所及び歯科診療所は下回っている。

	沼田保健医療圏		県全体	
	医療機関数	人口10万人当たり	医療機関数	人口10万人当たり
病院	7	9.6	127	6.7
一般診療所	55	75.2	1,577	83.0
歯科診療所	36	49.2	980	51.6

出典：群馬県「群馬県病院要覧」（令和6年4月末日時点）

(2) 病床数

令和6年4月1日における当医療圏の既存病床数は、基準病床数を上回っているため、原則として新たな病床の整備は困難な状況にある。

保健医療計画 (R6.4.1 施行)		令和6年4月1日時点 (※ は3月末の数値＜参考＞)			
基準 病床数	既存 病床数	既存病床数			過剰・非過剰病床数
		合 計	一般病床	療養病床	
658	889	889	619	270	231
658	958	958	688	270	300

当圏域の既存病床数は、人口 10 万人当たり一般病床・療養病床数共に、県全体を上回っているが、精神病床・結核病床は未整備となっている。

	沼田保健医療圏		県全体	
	医療機関数	人口 10 万人当たり	医療機関数	人口 10 万人当たり
基準病床数	658	899.4	16,001	841.8
既存病床数	889	1,215.1	17,329	911.7
一般病床	619	846.1	13,391	704.5
療養病床	270	369.0	3,938.0	207.2
精神病床	0	0.0	4,977	261.8
結核病床	0	0.0	65	3.4
感染症病床	4	5.5	52	2.7

※ 精神・結核・感染症の各病床数は全県一区

(令和 6 年 4 月 1 日時点)

【病院及び病床を有する一般診療所の病床数】

医療機関名称	一般 病床	療養 病床	感染症 病床	合計	高度 急性期	急性 期	回復期	慢性期	休棟中
利根中央病院	253	0	0	253	38	140	75	0	0
群馬パース病院	55	144	0	199	0	55	0	144	0
沼田病院	106	0	4	110	0	51	55	0	0
内田病院	49	50		99	0	49	50	0	0
沼田脳神経外科循環器科病院	84	0	0	84	0	84	0	0	0
上牧温泉病院	40	36	0	76	0	40	36	0	0
月夜野病院	32	40	0	72	0	32	40	0	0
久保産婦人科医院	11	0	0	11	0	0	0	0	11
角田外科医院	19	0	0	19	0	0	0	19	0
白根クリニック	19	0	0	19	0	0	0	19	0
合計	668	270	4	942	38	451	256	182	11

(令和 6 年 4 月 1 日時点)

(3) 病床利用率

当圏域の一般病床利用率は、療養病床利用率共に県全体を上回っている。

病床利用率	沼田保健医療圏	県全体	県全体との差
全体(総数)	81.9%	77.5%	+ 4.4
精神科病院	・	87.9%	・
一般 病 院	一般病床	75.8%	+ 5.6
	療養病床	90.3%	+ 5.6
	精神病床	・	・
	結核病床	29.6%	・
	感染症病床	—	—

出典：健康福祉統計年報（令和 6 年刊行）

(4) 平均在院日数

当圏域の一般病床平均在院日数は、若干県全体を上回っているが、療養病床については、大きく県全体を下回っている。

病床利用率		沼田保健医療圏	県全体	県全体との差
全 体		26 日	28 日	△ 2
精神科病院		・	267 日	・
一 般 病 院	一般病床	19 日	17 日	+ 2
	療養病床	79 日	105 日	△ 26
	精神病床	・	355 日	・
	結核病床	・	77 日	・
	感染症病床	14 日	11 日	－

出典：健康福祉統計年報（令和 6 年刊行）

(5) 介護老人保健施設及び特別養護老人ホームの定員数

10 万人当たり介護老人保健施設定員数及び特別養護老人ホーム定員数は、いずれも県全体を上回っている。

第 9 期群馬県高齢者福祉計画では、令和 7 年度に認知症対応型共同生活介護(グループホーム：9 床)の設置が計画されている。

	沼田保健医療圏		県全体	
	定員数	人口 10 万人当たり	定員数	人口 10 万人当たり
介護老人保健施設	337	460.6	6,576	346.0
特別養護老人ホーム	747	1,021.0	12,839	675.4

(令和 6 年 3 月 1 日現在)

【介護老人保健施設】

法人名	施設の所在地	施設の名称	一般棟	認知症専門棟
(医)高徳会	利根郡みなかみ町石倉 194-1	草笛の里	50	0
(医)社団ほたか会	利根郡川場村生品 1861	武尊荘	67	20
利根保健生活協同組合	沼田市東原新町 1917-1	とね	50	0
(医)順愛会	沼田市上原町 1555-3	恵寿の園	50	0
(医)大誠会	沼田市久屋原町 345-1	大誠苑	50	50

(令和 6 年 3 月 1 日現在)

【特別養護老人ホーム】

法人名	施設の所在地	施設の名称	介護老人福祉施設	地域密着型介護老人福祉施設
(社福)三国塩原会	利根郡みなかみ町西峰須川 472-1	特別養護老人ホーム西嶺の郷	70	0
(社福)志純会	利根郡みなかみ町石倉 150-1	やまぶきの苑	90	0
(社福)なごみの杜	利根郡昭和村糸井 1757-311	特別養護老人ホーム菜の花館	70	0
(社福)尾瀬長寿会	利根郡片品村摺淵 340	特別養護老人ホーム桜花苑(きらり)	50	20
(社福)なごみの杜	沼田市利根町園原 870	菜の花館園原	0	20
(社福)ほたか会	利根郡川場村生品 1861	特別養護老人ホーム川場春光園	70	20
(社福)とね虹の会	沼田市東原新町 1855-1	特別養護老人ホームとね虹の里	60	20
(社福)なごみの杜	沼田市上之町 1149	特別養護老人ホーム菜の花館本町通り	0	20
(社福)久仁会	沼田市戸鹿野町 375-1	特別養護老人ホームまごころ	90	0
(社福)久仁会	沼田市久屋原町 414-1	特別養護老人ホームくやはら	77	0
(社福)桔梗会	沼田市横塚町 957-2	特別養護老人ホームききょうの里	49	21

(令和 6 年 3 月 1 日現在)

(6) 救急医療

ア 救急医療体制

沼田利根医師会では、休日夜間急患診療を下記のとおり行っている。

また、管内の 2 次救急医療施設と利根沼田広域市町村圏広域組合が病院群輪番制事業に係る協定を締結し、病院群輪番制検討会で決定した当番表による診療を行っている。

初期救急医療体制	沼田利根医師会休日夜間急患診療所	日曜日、祝日 10:00～12:30 ※休日の午後及び夜間は現在休止中
	在宅当番医制（外科）	毎休日（昼間） 7 診療所で当番制
二次救急医療体制	病院群輪番制	毎休日・毎夜間 7 病院で当番制 ※病院群輪番制検討会を開催し日程を決定

イ 小児救急体制

小児医療の需要は増加しているが、全国的に小児科医師は不足している。当圏域においても小児科専門医師の不足のため、夜間及び休日に救急患者を診療する小児救急医療体制を維持することが困難な状況にあるため、軽症患者への対応を行う休日夜間急患診療所や在宅当番医制等の初期救急医療と二次救急医療との連携が必要となっている。

当圏域においては、沼田利根医師会休日急患診療所において小児初期救急も含め診療を行っており、二次救急については、北毛地区小児救急医療対策協議会において、沼田、渋川、吾妻の圏域の小児救急医療体制の整備充実対策について協議し、輪番を定めている。

ウ メディカルコントロール協議会

○救急症例検討会

利根沼田広域消防本部及び利根沼田保健福祉事務所が事務局となり、救急救命士等の資質向上のため、検証医 2 名の指導のもと救急に係る症例検討会を月 1 回開催。

(7) 災害医療

ア 災害拠点病院及びDMAT

当医療圏では災害発生時に、地域で中心的な役割を担う地域災害拠点病院が2病院整備されている。

また、DMAT チームについては、3 医療機関で配備されている。

	医療機関名	日本 DMAT (チーム数)	群馬 DMAT (チーム数)
地域災害拠点病院	沼田病院	0	1
地域災害拠点病院	利根中央病院	4	3
DMAT 指定医療機関	沼田脳神経外科循環器科病院	1	2

(令和5年4月1日現在)

イ 利根沼田地域災害医療対策会議

平成26年6月から、地域災害医療コーディネーター3名を設置し、災害時の対応等利根沼田地域災害医療対策会議の場で、協議・検討を行っている。

(沼田利根医師会災害担当理事、沼田病院・利根中央病院医師)

(8) 在宅医療

在宅医療の担い手である在宅療養支援診療所・在宅療養支援病院・後方支援病院、在宅療養支援歯科診療所、訪問薬剤指導を実施する薬局、訪問看護ステーションの当医療圏における人口10万人当たりの施設数は、在宅医療支援診療所等については県全体とほぼ同じだが、それ以外の施設はいずれも県全体に比べて少ない。

	沼田保健医療圏		県全体	
	施設数	10万人当たり	施設数	10万人当たり
在宅療養支援診療所、在宅療養支援病院、後方支援病院	10(4,5,1)	13.7	264	13.9
在宅療養支援歯科診療所	2	2.7	82	4.3
訪問薬剤指導を実施する薬局	7	9.6	198~207	10.4~10.9
訪問看護ステーション	8	10.9	332	17.5

出典：関東信越厚生局群馬事務所届出状況（令和6年4月1日時点）

レセプト情報・特定検診等情報データベース（令和5年度）※

群馬県健康福祉部介護高齢化調べ（訪問看護ステーション数：令和6年4月1日時点）

※「レセプト情報・特定検診等情報の提供に関するガイドライン」により、集計数が少数の場合に非公開となる情報が含まれるため、公開情報から推定される範囲の数値を記載。

(9) へき地医療

ア 無医地区・無歯科医地区の状況（令和4年10月時点）

○ 無医地区・無歯科医地区

市町村	無医地区等名	人 口
みなかみ町	赤谷地区	119 人 (55 世帯)
みなかみ町	入須川地区	261 人 (119 世帯)

○ 無医地区に準じる地区・無歯科医地区に準じる地区

市町村	無医地区等名	人 口
みなかみ町	藤原地区	358 人 (216 世帯)

イ ヘき地における巡回診療の実施

ヘき地医療拠点病院である独立行政法人国立病院機構 沼田病院及び社会医療法人輝城会 沼田脳神経外科循環器科病院が無医地区・準無医地区・一人医師地区を中心に巡回診療を実施している。

- ・国立病院機構沼田病院 (R5 年度実績)
巡回診療地数 20 箇所 (実施回数: 合計 240 日)
- ・沼田脳神経外科循環器科病院 (R5 年度実績)
巡回診療地数 6 箇所 (実施回数: 合計 108 日)

3 患者の状況

(1) 入院患者数

当医療圏の医療機関を受診する患者数を人口 10 万人当たりで比べると、入院は県全体より 150 人以上、上回っている。

	沼田保健医療圏		県全体	
	患者数	人口 10 万人当たり	患者数	人口 10 万人当たり
総数	847	1,158	18,888	994
病院	818	1,118	18,540	975
有床診療所	29	40	348	18

※人口については、令和 5 年 10 月 1 日時点で計算。

出典：群馬県「令和 3 年患者調査」

(2) 入院患者における流出患者割合、流入患者割合

当医療圏に居住する患者のうち、他医療圏の医療機関に入院した患者は 31.9%であり、渋川保健医療圏(17.3%)、前橋保健医療圏(6.8%)、吾妻保健医療圏(3.6%)等への流出がある。

また、当医療圏の医療機関に入院した患者のうち、他医療圏に居住する患者は、14.6%であり、吾妻保健医療圏(4.7%)、渋川保健医療圏(3.0%)等からの流入がある。

	自足率	流出患者割合	流入患者割合
総 数	68.1%	31.9%	14.6%
一般病床	77.2%	22.8%	13.3%
療養病床	87.9%	12.1%	17.4%

出典：群馬県「令和 3 年患者調査」

(3) 疾病別患者割合

ICD10 疾病分類別の患者構成割合では、当医療圏は県全体に比べ、「10. 呼吸器系の疾患」の患者割合が比較的高く、県全体を 4.0%ほど上回っている。

ICD10 疾病分類（章別）	沼田保健医療圏	県全体
1. 感染症及び寄生虫症	2.3%	1.4%
2. 新生物	9.0%	9.6%
3. 血液及び造血器の疾患並びに免疫機構の障害	0.8%	0.6%
4. 内分泌、栄養及び代謝疾患	2.4%	2.2%
5. 精神及び行動の障害	15.3%	22.8%
6. 神経系の疾患	4.2%	7.5%
7. 眼及び付属器の疾患	0.7%	0.5%
8. 耳及び乳様突起の疾患	0.1%	0.2%
9. 循環器系の疾患	17.2%	16.1%
10. 呼吸器系の疾患	11.2%	7.2%
11. 消化器系の疾患	7.8%	5.4%
12. 皮膚及び皮下組織の疾患	1.4%	1.1%
13. 筋骨格系及び結合組織の疾患	6.1%	6.2%
14. 腎尿路生殖器系の疾患	5.7%	4.8%
15. 妊娠、分娩及び産じょく	0.7%	1.5%
16. 周産期に発生した病態	0.1%	0.6%
17. 先天奇形、変形及び染色体異常	0.6%	0.6%
18. 症状、徴候及び異常臨床所見・異常検査所見で他に分類されないもの	0.6%	0.5%
19. 損傷、中毒及びその他の外因の影響	12.0%	10.6%
21. 健康状態に影響を及ぼす要因及び保健サービスの利用	0.0%	0.2%
22. 特殊目的コード (新型コロナウイルス感染症（疑い含む）)	0.2%	0.3%

※「20. 傷病及び死亡の外因」は疾病では無いため集計対象外。 出典：群馬県「令和3年患者調査」

(4) 死因別死亡数

当医療圏の死亡数を死因別に見ると、「脳血管疾患」と「老衰」は県全体と順位が逆になっているが、ほぼ県全体の死因別構成と一致している。

	沼田保健医療圏	県全体
第1位	悪性新生物 (21.4%)	悪性新生物 (22.8%)
第2位	心疾患 (16.2%)	心疾患 (15.1%)
第3位	脳血管疾患 (9.4%)	老衰 (10.4%)
第4位	老衰 (8.0%)	脳血管疾患 (7.2%)
第5位	肺炎 (6.3%)	肺炎 (5.7%)

出典：群馬県「令和4年群馬県の人口動態統計概況」